

中東地域における軍事衝突の停止と外交による平和的解決を求める意見書

2026年2月28日に米国及びイスラエルが開始したイランへの軍事攻撃、並びにイランの報復攻撃により、子どもを含む一般市民に多くの犠牲者が出ている。加えて、国際社会に大きな混乱が生じていることに、日本国憲法が掲げる世界平和への決意のもと、樫原市議会は深い憂慮を表明する。

米国とイランの間では戦闘終結の合意や和平に向けた交渉の動きはあるものの、その履行や持続性はなお不透明であり、レバノンではイスラエル軍の攻撃・駐留が続くなど、一部地域ではなお軍事行動が継続されている。中東地域での軍事衝突が激化し、核をめぐる懸念が高まる中、世界の平和と安定は脅かされている。

ホルムズ海峡では船舶の通航に大きな支障が生じるなど、エネルギー資源を中東に依存する我が国にとっては、エネルギー供給や原油由来の製品不足、物価高騰などを通じて、日本国民及び本市市民の生活にも重大な影響を及ぼしつつある。

いかなる理由があろうとも、軍事行動は平和的解決の道を閉ざすものとして、断じて容認できない。戦闘終結に向けた合意がなされ、和平に向けた交渉も進められているが、その流れを確かなものとするためにも、軍事的解決ではなく対話と外交による平和的解決こそが今求められている。

よって、樫原市議会は、これ以上の犠牲者を出さないため、世界の平和と安定、ひいては我が国及び本市の安全と安定のため、米国、イスラエル及びイランが、全ての軍事行動を直ちに停止し、また停止状態にある軍事行動を再開することなく、対話と外交によって事態を解決するよう、日本政府に対し、当事国並びに各国に即時停戦と対話継続を働きかけ、積極的な外交努力を主導することを強く求める。

また、ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナの恒久停戦に向けても、日本政府に一層の貢献を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年6月24日

樫 原 市 議 会

《送付先》衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、経済産業大臣